

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年1月4日 12時00分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾南曾鼻南西方沖 投石灯台から真方位094° 950m付近 (概位 北緯34° 04.7' 東経136° 15.5')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、北東進中、左舷船尾方から波を受けて浸水した。
事故調査の経過	令和5年1月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.9m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波向 西北西、波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、操縦者1人が乗り、尾鷲市須賀利漁港を出航したのち、尾南曾鼻西北西方沖に到着後、漂泊しながら釣りをしていた。</p> <p>操縦者は、波が高くなってきたので帰航しようと周囲を見たところ、尾南曾鼻南西方沖まで流されていたので、急いで帰航を開始した。</p> <p>本船は、尾南曾鼻南西方沖を北東進中、左舷船尾方から波高約1.0mの波を受け、船尾部の舷縁を越えて海水が船内に流入し、すぐに水かさが増して水船状態となり、船外機が停止した。</p> <p>操縦者は、備えていたオールを使用して航行を続けようとしたが、本船を進めることができず、バケツで排水を行ったものの排水が追い付かず、浸水したままの状態だったので、航行は難しいと判断して118番通報を行い、来援した巡視艇に救助され、本船は須賀利漁港までえい航された。</p> <p>操縦者は、本事故時、釣りをすることに意識を向けており、漂泊中に沖側に流されたことに気付かなかった。</p> <p>操縦者は、本事故後、陸岸に囲まれた平穏な海域で釣りを行うべきであったと思った。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約0.5mであった。</p>
分析	本船は、漂泊中、波が高くなり始めた状況において、操縦者が、釣りをすることに集中していたことから、風浪により沖側に流されたこ

	<p>とに気付くのが遅れ、帰航しようと北東進中に左舷船尾方から波高約1.0mの波を受けて船内に海水が流入し、浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が漂流中、波が高くなり始めた状況において、操縦者が、釣りをすることに集中していたため、風浪により沖側に流されたことに気付くのが遅れ、帰航しようと北東進中に左舷船尾方から波高約1.0mの波を受けて船内に海水が流入し、浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボートは波の影響を受けやすいので、ミニボートの操縦者は、陸岸に囲まれた平穏な海域で運航すること。 ・ 操縦者は、釣りに集中し過ぎず、漂流中は沖に流されないよう常時船位の確認を行うこと。